

令和8年度 放課後児童クラブ (福岡市放課後児童健全育成事業) 入会のご案内

◎放課後児童クラブとは

放課後、児童が帰宅しても、保護者や同居する方が就労等により不在である家庭の児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、放課後児童支援員などの活動支援のもと、児童の健全な育成を図る目的で実施しています。

運営は、放課後児童クラブを利用している保護者、PTA、小学校、地域自治組織などの代表者で構成される、各校区の「**放課後児童クラブ運営委員会**」に委託しています。(以下、放課後児童クラブを「児童クラブ」と記載。)

◎令和8年4月利用開始の申込み時期について

令和8年**1月31日(土)**までに、必要書類をそろえて、**通学先の小学校**に設置している児童クラブへ提出してください。

期日までに申込書および必要書類が提出できない場合は、事前に各児童クラブへご相談ください。申込みが遅れると、希望する日からの入会が出来ない場合があります。

令和7年度に児童クラブを利用されている世帯についても、令和8年4月以降の利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

※年度の途中から入会を希望する場合は、入会を希望する月の前月20日までにお申し込みください。

◎入会の承諾について

基本的には、入会要件に該当すれば入会できますので、**特に連絡がない場合は希望日からの入会が可能です。**後日、各ご家庭へ入会承諾等通知書を郵送しますので、ご確認ください。※4月からの入会を希望されている方へは、3月末頃送付予定です。

書類の不備や、申込書の記入内容に不明な点がある場合等には、申込先の児童クラブ又は放課後こども育成課から連絡する場合があります。

目 次

1 開設時間と開設日	P.1
2 入会申込みができるのは	P.1～2
3 提出書類	P.2～3
4 利用料について	P.4
《利用料以外の費用について》	P.5
5 利用料の減免制度について	P.5～7
●入会関係様式	
・入会申込書(記入例)	P.8
・入会申込書	P.9
・就労(予定)証明書および記入例	P.10～13
・自営業・農漁業従事者等申告書および記入例	P.14～17
・入会理由(就労・自営業以外)申告書	P.18
・診断書	P.19
・診断書(記入例)	P.20
・入会申込書(出産用)	P.21
●よくある質問	P.22
●児童クラブの連絡先一覧表	P.23
●問い合わせ先等	P.24

1 開設時間と開設日

■開設時間■ ※利用時間帯によって利用料が異なります(P.4参照)。

平日 市立小学校の授業終了後から午後5時
(1時間延長利用の場合は午後6時、
2時間延長利用の場合は午後7時)まで

土曜日 午前8時から午後6時まで

市立小学校休業日 (夏休み等、長期休業期間中を含む)
午前8時から午後5時
(1時間延長利用の場合は午後6時、
2時間延長利用の場合は午後7時)まで

- ・ 延長利用をする場合や土曜日に利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。
- ・ 新1年生で、4月1日からの入会を希望される場合は、利用時間帯にかかわらず、入学式当日までは、原則として保護者の送迎が必要です。
- ・ 台風等の災害発生のおそれがある場合等は、開設時間を変更し、保護者の送迎をお願いすることがあります。
- ・ 土曜日、学校休業日は、各自で昼食(弁当)が必要となります。
- ・ 塾や習い事等のための遅れての登会や、退室後の再入室は入退室の管理上、お断りしています。
※わいわい広場参加後のクラブ利用については、各児童クラブにご確認ください。
- ・ 日没が早い冬季等は、児童の安全面等に配慮し、退室時刻を早めることがあります。
※延長・土曜日利用を除く

■ 開設日 ■

月曜日から土曜日

ただし、祝日、8月13日～8月15日、12月29日～翌年1月3日を除く。

※台風等の災害発生のおそれがある場合や感染症等による臨時休校・学級閉鎖等の場合、児童クラブを臨時に休会することがあります。

(小学校の臨時休校が朝から決まっているときは、児童クラブも休会となります。)

2 入会申込みができるのは

■入会要件■ ※次の(1)と(2)の両方の条件を満たす場合に申込みができます。

- (1)福岡市に住んでいて小学校に在学している児童 または
福岡市外に住んでいて福岡市立小学校に在学している児童

※お住まいの校区の福岡市立小学校または在学している福岡市立小学校に設置されている児童クラブに入会できます。

※国立・私立小学校に児童が在学している場合、当該児童の住民票の写し(マイナンバーの記載があるものは不可)の提出が必要です。

(2) 保護者、同居する方の全員が、次の①または②のいずれかに該当するため、小学校の授業終了後または学校休業日にご家庭で適切な保護が受けられない児童

① 「就労などにより昼間家庭にいないこと」が常態(1か月15日以上、かつ入会を希望する日より6か月以上継続)である。

※「就労などにより昼間家庭にいないこと」とは、65歳未満の保護者及び同居の方が、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ア 自宅外で仕事をしている。

(通勤時間を含めて学期中の児童の帰宅時刻を超えるもの)

イ 自宅内で日常の家事以外の仕事をしている。

(学期中の児童の帰宅時刻を超えるもの)

※学年ごとに下校時間が異なるため、きょうだい全員が入会できるとはかぎりません。

ウ 疾病、負傷、障がいなどがある。

エ その他、前項に類する状態であり、市長が必要と認める場合。

(家族や親族等の介護を行っている場合など)

※夏休みなど長期休業期間中においても、(2)①のアまたはイに該当する場合で、「通勤時間を含めて学期中の児童の帰宅時刻を超える」場合に、入会を申し込むことができます。

② 妊娠中または出産後間がない(出産月とその前後2か月)。

※就労中の方でも、出産の予定がある方は、別途手続きが必要となる場合がありますので必ず事前にお申し出ください。

3 提出書類

(1) 入会申込書(P.9またはP.21)

(2) 保護者等の状況を確認する書類(P.3参照)

15歳以上65歳未満の同居の方(中学生・高校生を除く)は、保護者と同様に全員P.3に掲げるいずれかの書類の提出が必要です。

(3) 減免申請する場合に提出が必要な書類(P.6～7参照)

(4) その他

障がいのある児童の場合は、状況の確認できる書類を提出していただくことがあります。(児童クラブ活動中に、特に配慮が必要であるかを確認します。)

※児童クラブへ以前入会したことがあり、当初入会時にこれらの書類を提出し、その時の状況から変更がない場合は、提出の必要はありません。

※別途、障がいの状況に関する調査票の記入が必要ですので、入会時にご相談ください。

○保護者等の状況を確認する書類

保護者等の状況	提出が必要な書類	備 考
会社員、公務員等	<p>・就労(予定)証明書 (P.10~13)</p> <p>※証明日が6か月以内のものに限る</p>	<p>雇用期限が決まっている場合は、期限を迎える前に、再度、就労証明書の提出が必要です。 ※就労証明書内に更新時期が明記されている場合は不要です。</p>
就労予定者	<p>※3枚以上必要な場合は コピーしてご利用ください</p>	<p>「予定」の場合は、勤務開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。</p>
自営業・農漁業内職従事者等	<p>・自営業・農漁業従事者等 申告書 (P.14~17)</p> <p>・事業内容のわかる書類 (公的機関の証明印、受領印が押印されているもの)</p>	<p>「事業内容のわかる書類」とは、事業を行っていることまたは事業所得があることが分かる書類です。 ※個人事業届の控え、登記簿謄本、営業許可通知書、★青色申告決算書の控え、税務署が発行する納税証明書(その2所得金額用)、★収支内訳書の控えの写し等いずれか1つ。 ★の書類について、e-Tax から入手できる控えであれば、收受印のないものも受付可能です。 内職の場合は、委託者(発注者)の証明が必要です。</p>
<p>病気や障がいのある方</p> <p>病気や障がい児・者の介護・看護</p>	<p>・入会理由(就労・自営業以外)申告書(P.18)</p> <p>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証の写し</p>	<p>・精神障害者保健福祉手帳の写しは、有効期限が鮮明に写っていることを確認してください。</p> <p>・介護保険被保険者証は、氏名等が載っている面と、要介護度・認定期間が載っている面の写しを提出してください。要介護度は、要支援1・2、要介護1~5である必要があります。</p> <p>※障害者手帳等がない場合は、診断書(P.19)を提出してください。</p>
在学中	<p>・入会理由(就労・自営業以外)申告書(P.18)</p> <p>・在学証明書または学生証の写し等</p>	<p>中学生、高校生は書類の提出は不要です。 保護者が在学中の場合は、学校の所在地が分かるもの(パンフレット等)と時間割(カリキュラム)も添付してください。</p>
妊娠中または出産後間がない方	<p>・入会理由(就労・自営業以外)申告書(P.18)</p> <p>・母子手帳の写し等 ※出産専用の入会申込書(P.21)の提出が必要です。</p>	<p>産前の場合は、母子手帳の写し(表紙及び出産予定日記入ページ部分)または出産予定証明書を添付してください。 産後の場合は、出生日がわかる書類(出生証明書の写し、住民票の写し、個人事項証明書等)を添付してください。 状況により、診断書等をご提出いただく場合があります。</p>

※提出書類等でご不明な点がございましたら、申込先の児童クラブへお問い合わせください。

4 利用料について

(1)利用区分ごとの利用料

ご利用にあたっては、利用区分に応じて、次に掲げる利用料(月額)が必要です。

利用区分	利用時間帯	利用料(月額)	会費(おやつ代を含む)
① 基本時間帯	放課後 から 午後5時 まで (学校休業日は、午前8時から)	3,000円	金額などは 児童クラブごと に異なります。
② 1時間延長時間帯	午後5時 から 午後6時 まで	+1,000円	
③ 2時間延長時間帯	午後5時 から 午後7時 まで	+2,000円	
④ 土曜日	午前8時 から 午後6時 まで	+2,000円	

- ・ ①の基本時間帯に加え、就労時間などの必要に応じて②1時間延長時間帯、③2時間延長時間帯、または④土曜日の利用を申し込むことができます。ただし、②のみ、③のみ、④のみ、②④のみ、③④のみの利用はできません。
- ・ ①の利用料(3,000円)に、申し込みされた利用時間帯に応じた利用料(②1,000円、③2,000円、④2,000円)がそれぞれ加算されます。
- ・ 児童クラブを欠席した場合や延長時間帯・土曜日利用を申し込んだにもかかわらず利用しなかった場合、月の途中で入会・退会した場合でも、利用料は1か月分全額必要です。
- ・ 月の途中で利用区分を変更した場合は、変更前後のいずれか高いほうの利用料となります。長期欠席や延長時間帯・土曜日の利用を中止する場合などは、前月20日までに退会・利用区分変更等の届出を行ってください。

※利用料とは別に、各児童クラブへ納付いただく『会費(おやつ代等)』が必要です。(P.5参照)

(2)利用料の納付について

- ・ 毎月月末(土・日・祝の場合は翌営業日)に、口座振替にて納付をお願いします。
(口座振替の手続中は、指定の納付書にて納付をお願いします。)
- ・ パソコンやスマートフォンで、口座振替登録がお申込みいただけます。詳細は、「福岡市インターネット口座振替受付サービス」で検索またはQRコードからアクセスし、ご確認ください。(取扱いの無い金融機関もあります。)
- ・ 金融機関の窓口での口座振替登録をご希望の場合は、各児童クラブにある口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。



※令和7年度に利用料の口座振替の手続きをされた児童の分(長期休業のみの利用も含む)は、引き続き同一口座を利用しますので、手続きは不要です。

※口座の変更を希望する方は、新規の手続きと同様、改めて口座振替のご登録をお願いします。

※入会手続きの時期によっては、納付書払いとなることもありますので、ご了承ください。
口座振替の手続き完了までに、1～2か月程度のお時間いただいております。

※既に、きょうだいが入会されている場合でも、今回利用する児童の分の口座登録がなければ口座振替はできません。

児童クラブで児童をお預かりするための経費は、保護者の皆さまからの利用料と税によって賄われております。利用料は、児童クラブを運営するために必要な財源です。
毎月の利用料を納期限までに確実に納付していただくため、口座振替での納付を原則としておりますのでご協力をお願いします。

《利用料以外の費用について》

○各児童クラブの会費

各児童クラブ運営委員会では、利用料とは別に、行事活動費やおやつ代として会費(月額)を徴収しています。

金額や徴収方法、内容などは各児童クラブ運営委員会でそれぞれ定められておりますので、詳しくは各児童クラブにお問い合わせください。

※土曜日や夏休みなどの長期休業期間にご利用の方は、会費が増額される場合があります。

※「利用料」と「会費」は納付先が異なります(「**利用料**」は福岡市、「**会費**」は各児童クラブ)。口座振替をご利用いただく場合は、それぞれに登録をお願いします。



○傷害保険への加入

児童クラブ活動中に発病やけがをした場合、治療費は保護者の負担となります。

保護者の負担を軽減するため、傷害保険へのご加入をお願いします。(加入手続きは各児童クラブで行うことができます。)

5 利用料の減免制度について

経済的に利用料の負担が困難な世帯や、きょうだいが同時に入会する場合に、利用料の減免制度があります。入会申込書の減免申請欄にご記入のうえ、必要書類(P.6~7参照)を添付してお申し込みください。下記の減免理由に該当しても、入会申込書の減免申請欄に記入がない場合や添付書類が提出されない場合は、減免が適用されませんので、ご注意ください。

また、入会後に減免申請を行った場合は、申請月からの減免適用となり、既に確定された利用料は変更できませんので、減免に該当する事由がある場合は、速やかにご利用の児童クラブにご相談ください。

利用区分 (通常の利用料)	基本利用料	1時間 延長利用料	2時間 延長利用料	土曜利用料	+ 会費 (減免対象外) (金額などは 児童クラブごと に異なります。)
減免理由	(3,000円)	(1,000円)	(2,000円)	(2,000円)	
① 生活保護受給世帯	全額免除 0円	全額免除 0円	全額免除 0円	全額免除 0円	
② 就学援助受給世帯	全額免除 0円	半額免除 500円	半額免除 1,000円	半額免除 1,000円	
③ 就学援助受給世帯と 同程度					
④ きょうだい (2人目以降の児童に適用)					
⑤ 市民税非課税世帯					

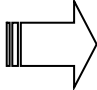
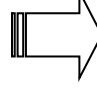

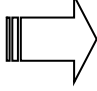
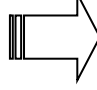
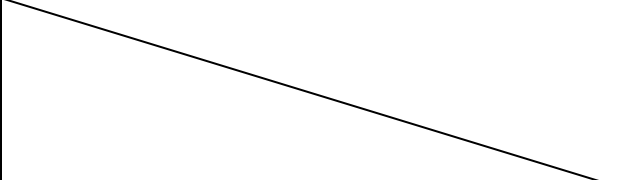
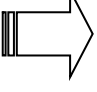
※各項目下段の金額は、減免後の利用料(月額)


○減免申請される場合の必要書類

	世帯の状況													
【減免理由1】 生活保護受給	入会申込み時点で生活保護を受給中、または申請中であること	<input type="text"/>												
【減免理由2】 就学援助受給	入会申込み時点で就学援助を受給中、申請中または申請予定であること <注意> 児童クラブの減免と就学援助はそれぞれ申請が必要です。 就学援助の申請は毎年3月から、各小(中)学校または教育委員会教育支援課にて受け付けています。 (新年度に小・中学校に入学予定の子がいる場合は、1月にも受け付けます。)	<input type="text"/>												
【減免理由3】 就学援助受給 世帯と同程度	世帯全員分(単身赴任等で同居していない保護者も含む)の市県民税の課税所得金額の合計が、16歳未満(H21.1.2 からR7.1.1 生まれ)の子の人数に応じて、下記の基準額以下であること。 <table border="1" data-bbox="481 864 1300 1093"> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1,049,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>1,402,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,757,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>2,111,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>2,466,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>2,821,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1人	1,049,000円	2人	1,402,000円	3人	1,757,000円	4人	2,111,000円	5人	2,466,000円	6人	2,821,000円	<input type="text"/>
1人	1,049,000円													
2人	1,402,000円													
3人	1,757,000円													
4人	2,111,000円													
5人	2,466,000円													
6人	2,821,000円													
【減免理由4】 きょうだい	きょうだい2人以上が入会し、他の減免理由がない、あるいは入会中に理由がなくなった場合に該当します。2人目以降の児童の利用料が減免の対象となります。	<input type="text"/>												
【減免理由5】 市民税非課税	父母がともに市民税所得割額が0円であること (父母以外の方が児童を扶養している場合は、その方の市民税所得割額が0円であることも必要です。)	<input type="text"/>												

～減免理由2「就学援助受給」で申請の方～

- ◎就学援助が認定されるまでの間、利用料は一部保留の上で請求します。
- ◎放課後こども育成課で就学援助認定状況を確認でき次第、上記の保留を解除し、減免申請月以降の利用料を確定します。就学援助の認定が下りなかった場合などは、遡って利用料を請求することがあります。
- ◎就学援助が認定されなかった場合や廃止になった場合は、速やかに各児童クラブへご連絡ください。

提出が必要な書類	証明発行元 / 備考
 <p>保護受給証明書 ※家族構成の記載があり、申し込み日より1か月以内に発行されたもの</p>	<p>各区役所保護課 ※申請中の場合は決定後に速やかに提出してください。</p>
 <p>書類提出は不要 ※就学援助の受給状況は、放課後こども育成課で確認しますので、就学援助に関する書類は児童クラブへの提出は不要です。 ※申請書(P.9、P. 21)の減免の[理由]欄に、必ず就学援助の申請(予定)月と、申請先をご記入ください。</p>	<p>(参考) 就学援助については、ホームページにてご確認ください。 福岡市 就学援助 で検索 </p>
 <p>世帯全員の 令和7年度 市・県民税(非)課税証明書</p> <p>(お勤めの会社から6月頃に交付された「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し、または区役所から送付された「市民税・県民税税額決定・納税通知書」の写しでも可)</p>	<p>各区役所納税課 など</p> <p>(本人以外が証明書の発行を申請する場合は、家族でも委任状が必要です。)</p> <p>R8. 6月以降に減免申請する場合は、令和8年度分の書類を提出してください。</p>
 <p>書類提出は不要</p>	
 <p>父母の 令和7年度 市・県民税(非)課税証明書 ※父母以外の方が児童を扶養している場合はその方の証明書も必要</p>	<p>証明発行元/備考については「減免理由3」と同じです。</p>

 各児童クラブで徴収する会費には、減免制度は適用されませんのでご注意ください。

令和8年度 放課後児童クラブ入会申込(減免申請)書

記入例

修正は二重線で行ってください。(訂正印不要)

申込日 令和 7 年 12 月 19 日

(宛先) 福岡市長

次のとおり、関係書類を添えて放課後児童クラブに入会します。なお、審査にあたり、私の世帯に係る「住民基本台帳票」及び「就学援助受給認定台帳」に掲載された事項を記載します。

児童クラブに提出する日を記入してください。
※ 日曜日、祝日、8月13~15日、12月29日~翌1月3日は無効

在籍確認欄
※福岡市住居票

住所 福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号△△マンション〇〇号室

フリガナ フクオカ ハナエ

保護者氏名 福岡 花恵

電話番号(自宅) () - () - () - ()

(父の勤務先) () - () (携帯) () - () - ()

(母の勤務先) () - () (携帯) () - () - ()

フリガナを必ず記入してください。

令和8年度の学年を記入してください。

申込日時点の年齢を記入してください。令和7年度中に申込みを行う場合、令和8年4月時点の年齢を記入してください。

入会を希望する児童

フリガナ	フクオカ	ハナコ	ハナコ
児童氏名	福岡	花子	福岡 一郎
生年月日(年齢)	平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇 歳)	平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇 歳)	平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇 歳)
学年	[△△] 小学校 [〇] 年	[△△] 小学校 [〇] 年	[△△] 小学校 [〇] 年
利用区分	1 基本時間帯のみ(平日午後5時まで).....利用料月額 3,000円	2 基本時間帯及び1時間延長時間帯(平日午後6時まで).....利用料月額 4,000円	3 基本時間帯及び2時間延長時間帯(平日午後7時まで).....利用料月額 5,000円
減免の適用を希望する場合は、必ず「する」に○印を付けたうえで、該当する理由番号にも○印を付け、証明書類を添付してください。 ※2人以上の児童が入会する場合は、「4」に○印を付けてください。	しない	する	する
【理由】	1 生活保護受給 2 就学援助受給 ※1の場合を除く 申請(予定)月:令和 8 年 4 月 申請先:小(中)学校 教育委員会 オンライン	3 2と同程度に困窮 4 2人以上の児童の入会 5 市民税非課税世帯 6 その他 ()	

利用区分によって利用料が異なりますので、必ず○印を付けてください。

就学援助受給を理由とする場合は、申請(予定)月と申請先も記入してください。

15歳以上65歳未満の方全員の就労証明書等の書類を添付してください。

保護者及び同居の方(入会希望児童を除く。)

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業・学年	就労状況
福岡 太郎	父	SO.O.O	38	会社員	1 就労 2 病気・障がい 3 65歳以上 4 その他(単身赴任中)
福岡 花恵	母	SO.O.O	38	パート	1 就労 2 病気・障がい 3 65歳以上 4 その他()
福岡 太一	祖父	SO.O.O	67	無職	1 就労 2 病気・障がい 3 65歳以上 4 その他()
福岡 梅					1 就労 2 病気・障がい 3 65歳以上 4 その他()
福岡 未					1 就労 2 病気・障がい 3 65歳以上 4 その他(小学生)
福岡 二郎					1 就労 2 病気・障がい 3 65歳以上 4 その他(未就学児)

令和7年度中に申込みを行う場合、入会希望日時点の年齢・職業・学年を記入してください。

緊急時に放課後児童クラブの利用を要するかの確認

台風や大雨等による公共交通機関の遮断・計画運休等の緊急時は、通常の利用が困難な場合があります。そのような事態の場合、可能な限り公共交通機関が遮断・計画運休等の事態において、放課後児童クラブの利用を要する場合は、下記のチェック欄に「✓」を入ります。

公共交通機関が遮断・計画運休等の事態においても、放課後児童クラブの利用を要します。

「4 その他」の場合は、カッコ内に理由を記入してください。

福岡市記入欄

--	--

令和8年度 放課後児童クラブ入会申込(減免申請)書

学校番号入力欄

申込日 令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

次のとおり、関係書類を添えて放課後児童クラブへの入会を申し込みます。/利用料の減免を申請します。
なお、審査にあたり、私の世帯に係る「住民基本台帳」、「生活保護受給者台帳」、「地方税法等に係る諸帳票」及び「就学援助受給認定台帳」に掲載された情報を閲覧することに同意します。

在籍確認欄 ※福岡市使用欄
住所 福岡市 区
フリガナ
保護者氏名
電話番号(自宅) () - ()
(父の勤務先) () - () (携帯) () - ()
(母の勤務先) () - () (携帯) () - ()

入会を希望する児童

フリガナ
児童氏名
生年月日(年齢) 平成・令和 年 月 日 (歳)
学校名・学年 () 小学校 () 年 () 小学校 () 年
利用希望区分
1 基本時間帯のみ(平日午後5時まで) 利用料月額 3,000円
2 基本時間帯及び1時間延長時間帯(平日午後6時まで) 利用料月額 4,000円
3 基本時間帯及び2時間延長時間帯(平日午後7時まで) 利用料月額 5,000円
4 基本時間帯(平日午後5時まで)及び土曜日 利用料月額 5,000円
5 基本時間帯、1時間延長時間帯(平日午後6時まで)及び土曜日 利用料月額 6,000円
6 基本時間帯、2時間延長時間帯(平日午後7時まで)及び土曜日 利用料月額 7,000円
入会希望日 令和 年 月 日
減免の申請
しない・する ※この欄に○がない場合、減免が適用されませんのでご注意ください。
【理由】1 生活保護受給 3 2と同程度に困窮
2 就学援助受給 ※1の場合を除く 4 2人以上の児童の入会
(申請(予定)月:令和 年 月 5 市民税非課税世帯
申請先:小(中)学校・教育委員会 6 その他()
・オンライン

保護者及び同居の方(入会希望児童を除く。)

Table with 6 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 年齢, 職業・学年, 児童の入会を必要とする理由. Contains 6 rows for family members.

緊急時に放課後児童クラブの利用を要するかの確認

台風や大雨等による公共交通機関の遮断・計画運休等の緊急時は、通常の受入体制を確保できないことがあります。そのような事態の場合、可能な限り家庭での保育にご協力をお願いいたします。公共交通機関が遮断・計画運休等の事態においても出勤等の必要があり、放課後児童クラブの利用を要する場合は、下記のチェック欄に「✓」を入れてください。

公共交通機関が遮断・計画運休等の事態においても、放課後児童クラブの利用を要します。

福岡市記入欄

就 労 （ 予 定 ） 証 明 書

(宛先) 福岡市長

- ◆二重線で訂正可（印不要。ただし、「代表者職・氏名」欄に押印がある場合は訂正印が必要。また、「事業所記入欄」を就労者が訂正することはできない。）
- ◆印刷は、白黒・カラーいずれでも可

エクセルの様式もあります

「福岡市 放課後児童クラブ
各種手続きについてのご案内」で検索

就労者記入欄

放課後児童クラブ名	小放課後児童クラブ	児童からみた続柄
申込児童名	年 <small>※入会する年度の学年を記入</small>	年 <small>※入会する年度の学年を記入</small>
勤務地までの通勤時間	片道 時間 分	

注) 事業所以外の方が記入したり訂正したりした場合や、虚偽の証明は無効です。証明書の偽造または虚偽記載が発覚した場合、入会の承諾の取り消しや利用停止の措置をとります。

事業所記入欄

就 労 者 氏 名					
雇 用 の 形 態	1 正社員 2 パート 3 派遣 4 その他 () ※いずれかに○をつけてください。				
雇 用 開 始 日 (雇 用 期 限)	昭和・平成・令和		年	月	日 から
	(育児休業等で休職中の場合)		令和	年	月 日 から復職
	(期限がある場合)		令和	年	月 日 まで
(更新がある場合：更新時期 か月毎の更新有)					
※時間外勤務の欄には、1回の時間外勤務の平均勤務時間を記入してください。 ※育児休業、新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。 ※フレックスタイム制や裁量労働制の場合は、標準的な就労時間を記入してください。ただし、記載ができない場合は、実績がわかるものを添付ください。	勤務時間	勤務日数	時間外勤務		備考
	<small>※24時間表記 ※この列の時間には、時間外勤務時間は含めなくてください。(右列に記入)</small>	<small>※勤務時間毎の日数 (契約上の日数)</small>	<small>※実績もしくは今後の見込みを記載してください。 ※回数は1年間の平均もしくは雇用期間の平均。 ※1回の時間は、時間外勤務の平均時間。</small>		<small>※補足がありましたらご記入ください。</small>
	① 時 分	日/月	回/月	時間 分/回	
	② 時 分	日/月	回/月	時間 分/回	
	③ 時 分	日/月	回/月	時間 分/回	
	④ 時 分	日/月	回/月	時間 分/回	
月毎の合計勤務日数		日			
育児・介護による短時間勤務制度を利用中の場合	年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで <small>※シフト勤務の場合は、上記と同様に記入したものを別紙として添付してください。</small>				
土曜勤務	あり なし ※いずれかに○をつけてください。				

上記のとおり { 雇用中 ・ 雇用予定 } であることを証明します。 ※いずれかに○をつけてください。

事業所所在地			
事業所名			
代表者職・氏名	印	←下の「記入内容の問い合わせ先」欄をもしも記入した場合、押印は省略可能です。	
証 明 日	令和	年	月 日

記入内容の問い合わせ先（確認が必要な場合、問い合わせさせていただくことがあります。）

担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

※勤務地が上記事業所所在地と異なる場合（派遣等の場合はこちらに派遣先を記入してください。）

事 業 所 所 在 地	
事 業 所 名	

- ※申込児童と同一世帯で就労している方（15歳以上65歳未満）全員分を提出してください。（保護者であっても、単身赴任等で住民票を移しており同居していない方に限っては、提出不要です。）
- ※3人以上の児童の入会申込の場合は、「申込児童名」欄に3人目以降の児童名を記載する必要はありません。
- ※就労予定証明書を提出した方は、勤務開始後、あらかじめ速やかに就労証明書を提出してください。
- ※雇用期限が決まっている場合は、期限を迎える前に、再度、就労証明書の提出が必要です。（就労証明書内に更新の時期が明記されている場合に限り、再提出は不要です。）

よくあるご質問と回答を市HPに掲載しております。

福岡市放課後児童クラブ
よくあるご質問で検索

【福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用】 問い合わせ先：092-711-4662

就 労 (予 定) 証 明 書

エクセルの様式

「福岡市 放課後児童クラブ各種手続きに

記入例

(宛先) 福岡市長

- ◆二重線で訂正可 (印不要。ただし、「代表者職・氏名」欄に押印がある場合は訂正印が必要。また、「事業所記入欄」を就労者が訂正することはできない。)

就労者記入欄

- ◆印刷は、白黒・カラーいずれでも可

放課後児童クラブ名	天神		小放課後児童クラブ	児童からみた続柄	父	
申込児童名	福岡 花子	3	年	福岡 二郎	1	年
勤務地までの通勤時間	片道	時間	20	分		

注) 事業所以外の方が記入したり訂正したりした場合や、虚偽の証明は無効です。証明書の偽造または虚偽記載が発覚した場合、入会の承諾の取り消しや利用停止の措置をとります。

事業所記入欄

就 労 者 氏 名	福岡 太郎					
雇 用 の 形 態	<input checked="" type="radio"/> 1 正社員	<input type="radio"/> 2 パート	<input type="radio"/> 3 派遣	<input type="radio"/> 4 その他 ()	※いずれかに○をつけてください。	
雇 用 開 始 日 (雇用期限)	昭和・平成		令和	2	年	5
	(育児休業等で休職中の場合)		令和		年	
	(有給休暇取得分の日数を減らして数える必要はありません。)		令和		年	
	(更新がある場合：更新時期 月 日 時 分 毎月の更新有)					
※時間外勤務の欄には、1回の時間外勤務の平均	勤務時間	勤務日数	時間外勤務		備考	
	※24時間表記 ※この列の時間には、時間外勤務時間は含まれてください。(右列に記入)	※勤務時間毎の日数 (契約上の日数)	※実績もしくは今後の見込みを記載してください。 ※回数は1年間の平均もしくは雇用期間の平均。 ※1回の時間は、時間外勤務の平均時間。		※補足	
①	8時 45分	17	日/月	5	回/月	時間外勤務の合計時間を時間外勤務の回数で割り、1回の時間外勤務の平均時間を記入してください。 (例) 1回目の時間外勤務:1時間 2回目の時間外勤務:2時間 3回目の時間外勤務:1時間半 4回目の時間外勤務:30分 5回目の時間外勤務:2時間半 時間外勤務合計時間:7時間半 7時間半÷5回=1時間半
	17時 30分			時間	分/回	
フレックスタイム制や裁量労働制の場合は、標準的な就労時間を記入してください。	21時 0分			0	回/月	
	3時 0分	3	日/月		時間 分/回	
今後の就労見込みを記載してください。	③	9時 15分			回/月	
短時間勤務制度を利用中の場合は、こちらも記入してください。(病気等の場合もここに記入。)	~	18時 0分			分/回	
	~	時 分			回/月	
		時 分			時間 分/回	
	月毎の合計勤務日数	20	日			
時間外勤務を記入してください。ただし、記載ができない場合は、実績がわかるものを添付ください。	育児・介護による短時間勤務制度を利用中の場合	年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
		時 分 から 時 分 まで				
		※シフト勤務の場合は、上記と同様に記入したものを別紙として添付してください。				
	土曜勤務	あり		なし		※いずれかに○をつけてください。

上記のとおり { 雇用中 ・ 雇用予定 } であることを証明します。 ※いずれかに○をつけてください。

事業所所在地	福岡市中央区天神1丁目8-1					
事業所名	(株)こどもみらい					
代表者職・氏名	福岡支店長	本社でなく支店や営業所での証明で問題ありません。				印
	博多 太郎	←下の「記入内容の問い合わせ先」欄をもれなく記入した場合、押印は省略可能です。				
証 明 日	令和 8 年 1 月 9 日					

記入内容の問い合わせ先 (確認が必要な場合、問い合わせさせていただくことがあります。)

担 当 部 署	総務部総務課総務係
担 当 者 名	天神 明子
電 話 番 号	092-XXX-XXXX

※勤務地が上記事業所所在地と異なる場合 (派遣等の場合はこちらに派遣先を記入してください。)

事業所所在地	
事業所名	

※申込児童と(保護者で) ※3人以上の ※就労予定日 ※雇用期限が(就労証明) 派遣契約等で契約上の都合により勤務地の事業所名が記入できない場合は、所在地は地名まで、事業所名は業種名を記入してください。

(例) 事業所所在地:福岡市中央区天神 事業所名:清掃業

※通勤時間等の確認のため、大まかな所在地の記入は必須となります。

また、就労する日の半分以上が在宅勤務の場合、「在宅勤務のため自宅にて就労」等と記入してください。

質問と回答を市HPに

ります。

児童クラブ

で検索



就 労 (予 定) 証 明 書

(宛先) 福岡市長

◆二重線で訂正可 (印不要。ただし、「代表者職・氏名」欄に押印がある場合は訂正印が必要。
また、「事業所記入欄」を就労者が訂正することはできない。)

エクセルの様式もあります

「福岡市 放課後児童クラブ
各種手続きについてのご案内」で検索

就労者記入欄

◆印刷は、白黒・カラーいずれでも可

放課後児童クラブ名	小放課後児童クラブ	児童からみた続柄
申込児童名	年 <small>※入会する年度の学年を記入</small>	年 <small>※入会する年度の学年を記入</small>
勤務地までの通勤時間	片道 時間 分	

注) 事業所以外の方が記入したり訂正したりした場合や、虚偽の証明は無効です。証明書の偽造または虚偽記載が発覚した場合、入会の承諾の取り消しや利用停止の措置をとります。

事業所記入欄

就 労 者 氏 名				
雇 用 の 形 態	1 正社員 2 パート 3 派遣 4 その他 () ※いずれかに○をつけてください。			
雇 用 開 始 日 (雇 用 期 限)	昭和・平成・令和 年 月 日 から (育児休業等で休職中の場合) 令和 年 月 日 から復職 (期限がある場合) 令和 年 月 日 まで (更新がある場合：更新時期 月毎の更新有)			
※時間外勤務の欄には、 1回の時間外勤務の平均 勤務時間を記入してください。 ※育児休業、新規採用 等で就労実績がない場合は 今後の就労見込みを記載し てください。 ※フレックスタイム制や裁量労働 制の場合は、標準的な就労 時間を記入してください。 ただし、記載ができない場合は、 実績がわかるものを添付くださ い。	勤務時間	勤務日数	時間外勤務	
	<small>※24時間表記 ※この列の時間には、時間外勤務時間は 含めなくてください。(右列に記入)</small>	<small>※勤務時間毎の日数 (契約上の日数)</small>	<small>※実績もしくは今後の見込みを記載してください。 ※回数は1年間の平均もしくは雇用期間の平均。 ※1回の時間は、時間外勤務の平均時間。</small>	<small>※補足がありましたらご記入ください。</small>
	① 時 分	日/月	回/月	
	～ 時 分		時間 分/回	
	② 時 分	日/月	回/月	
	～ 時 分		時間 分/回	
③ 時 分	日/月	回/月		
～ 時 分		時間 分/回		
④ 時 分	日/月	回/月		
～ 時 分		時間 分/回		
月毎の合計勤務日数		日		
育児・介護による 短時間勤務制度を 利用中の場合	年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで ※シフト勤務の場合は、上記と同様に記入したものを別紙として添付してください。			
土曜勤務	あり	なし	※いずれかに○をつけてください。	

上記のとおり { 雇用中 ・ 雇用予定 } であることを証明します。 ※いずれかに○をつけてください。

事業所所在地			
事業所名			
代表者職・氏名	印	←下の「記入内容の問い合わせ先」欄をもれなく 記入した場合、押印は省略可能です。	
証 明 日	令和 年 月 日		

記入内容の問い合わせ先 (確認が必要な場合、問い合わせさせていただきます。)

担 当 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

※勤務地が上記事業所所在地と異なる場合 (派遣等の場合はこちらに派遣先を記入してください。)

事業所所在地	
事業所名	

- ※申込児童と同一世帯で就労している方 (15歳以上65歳未満) 全員分を提出してください。
(保護者であっても、単身赴任等で住民票を移しており同居していない方に限っては、提出不要です。)
- ※3人以上の児童の入会申込の場合は、「申込児童名」欄に3人目以降の児童名を記載する必要はありません。
- ※就労予定証明書を提出した方は、勤務開始後、あらかじめ速やかに就労証明書を提出してください。
- ※雇用期限が決まっている場合は、期限を迎える前に、再度、就労証明書の提出が必要です。
(就労証明書内に更新の時期が明記されている場合に限り、再提出は不要です。)

よくあるご質問と回答を市HPに
掲載しております。

福岡市放課後児童クラブ
よくあるご質問で検索



【福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用】 問い合わせ先：092-711-4662

自営業・農漁業従事者等申告書

放課後児童クラブ名：_____小放課後児童クラブ

○申込児童名：_____・学年：_____年 ○申込児童名：_____・学年：_____年

自営業・業務委託・請負(農漁業含む)・内職・その他

事業所名(屋号等)	
代表者名	電話() -
事業所所在地 (勤務場所)(※)	()
住居との関係	同一・居住外・その他()
事業内容	
通勤時間 (住居と同一以外の場合)	時間 分(片道)
事業開始年月日 (期限)	昭和・平成・令和 年 月 日から (期限がある場合)令和 年 月 日まで (期限がある場合____か月毎の更新有)
※内職の場合は記入 委 託 者(発注者)	(会社名・委託者氏名) 電話() -

- ※ 業務上、日中、事業所以外の場所で仕事をされる方は、「事業所所在地」の()内に勤務場所をご記入ください。
 ※ 個人事業届の控え、登記簿謄本、営業許可通知書、★青色申告決算書の控え、税務署が発行する納税証明書(その2所得金額用)、★収支内訳書の控えの写し等(※いずれか1つ)、事業を行っていることまたは事業所得があることが分かる書類の提出が必要です。
 ★の書類について、e-Taxから入手できる控えであれば、収受印のないものも受付可能です。

従事者(保護者、同居する方)※必ずご記入ください。

(自営業・業務委託・請負(農漁業含む)、内職・その他に従事する方は全員記入が必要です。)

従事者氏名 (保護者、同居する方)	児童との 続柄	就 労 時 間	就労しない曜日	就労日数 (月あたり)	就労開始日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日

(宛先)福岡市長

上記のとおり相違ないことを申告します。

令和 年 月 日 保護者氏名
(申告者)

[福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用]

自営業・農漁業従事者等申告書

記入例

放課後児童クラブ名: 天神 小放課後児童クラブ

○申込児童名: 福岡 市雄 ・学年: 3 年 ○申込児童名: 福岡 民子 ・学年: 1 年

自営業・業務委託・請負(農漁業含む)・内職・その他

事業所名(屋号等) 福岡育成文具店	
代表者名 福岡 育成	電話(092) 000 - 0000
事業所所在地 (勤務場所)(※)	福岡市中央区天神1丁目8-1 ()
住居との関係	同一 居住外 ・ その他()
事業内容	文房具の卸売、店頭販売等
通勤時間 (住居と同一以外の場合)	時間 分(片道)
事業開始年月日 (期限)	昭和 平成 令和 24 年 5 月 1 日から (期限がある場合)令和 年 月 日まで (期限がある場合 ____か月毎の更新有)
※内職の場合は記入 委 託 者(発注者)	(会社名・委託者氏名) 電話() -

※ 業務上、日中、事業所以外の場所で仕事をされる方は、「事業所所在地」の()内に勤務場所をご記入ください。

※ 個人事業届の控え、登記簿謄本、営業許可通知書、★青色申告決算書の控え、税務署が発行する納税証明書(その2所得金額用)、★収支内訳書の控えの写し等(※いずれか1つ)、事業を行っていることまたは事業所得があることが分かる書類の提出が必要です。

★の書類について、e-Taxから入手できる控えであれば、収受印のないものも受付可能です。

従事者(保護者、同居する方)※必ずご記入ください。

(自営業・業務委託・請負(農漁業含む)、内職・その他に従事する方は全員記入が必要です。)

従事者氏名 (保護者、同居する方)	児童との 続柄	就 労 時 間	就労しない曜日	就労日数 (月あたり)	就労開始日
福岡 育成	父	9:00 ~ 17:00	土・日・祝 その他 (不定休)	20 日	S・H・R 24 年 5 月 1 日
福岡 花子	母	9:00 ~ 17:00	土・日・祝 その他()	20 日	S・H・R 24 年 5 月 1 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日

(宛先)福岡市長

上記のとおり相違ないことを申告します。

令和 **8** 年 **1** 月 **9** 日

保護者氏名 **福岡 育成**
(申告者)

[福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用]

自営業・農漁業従事者等申告書

放課後児童クラブ名：_____小放課後児童クラブ

○申込児童名：_____・学年：_____年 ○申込児童名：_____・学年：_____年

自営業・業務委託・請負(農漁業含む)・内職・その他

事業所名(屋号等)	
代表者名	電話() -
事業所所在地 (勤務場所)(※)	()
住居との関係	同一・居住外・その他()
事業内容	
通勤時間 (住居と同一以外の場合)	時間 分(片道)
事業開始年月日 (期限)	昭和・平成・令和 年 月 日から (期限がある場合)令和 年 月 日まで (期限がある場合____か月毎の更新有)
※内職の場合は記入 委 託 者(発注者)	(会社名・委託者氏名) 電話() -

- ※ 業務上、日中、事業所以外の場所で仕事をされる方は、「事業所所在地」の()内に勤務場所をご記入ください。
- ※ 個人事業届の控え、登記簿謄本、営業許可通知書、★青色申告決算書の控え、税務署が発行する納税証明書(その2所得金額用)、★収支内訳書の控えの写し等(※いずれか1つ)、事業を行っていることまたは事業所得があることが分かる書類の提出が必要です。
- ★の書類について、e-Taxから入手できる控えであれば、収受印のないものも受付可能です。

従事者(保護者、同居する方)※必ずご記入ください。

(自営業・業務委託・請負(農漁業含む)、内職・その他に従事する方は全員記入が必要です。)

従事者氏名 (保護者、同居する方)	児童との 続柄	就 労 時 間	就労しない曜日	就労日数 (月あたり)	就労開始日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日

(宛先)福岡市長

上記のとおり相違ないことを申告します。

令和 年 月 日 保護者氏名
(申告者)

[福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用]

自営業・農漁業従事者等申告書

記入例

放課後児童クラブ名: 天神 小放課後児童クラブ

○申込児童名: 福岡 市雄 ・学年: 3 年 ○申込児童名: 福岡 民子 ・学年: 1 年

自営業・業務委託・請負(農漁業含む)・内職・その他

事業所名(屋号等) 福岡育成文具店	
代表者名 福岡 育成	電話(092) 000 - 0000
事業所所在地 (勤務場所)(※)	福岡市中央区天神1丁目8-1 ()
住居との関係	同一 居住外 ・ その他()
事業内容	文房具の卸売、店頭販売等
通勤時間 (住居と同一以外の場合)	時間 分(片道)
事業開始年月日 (期限)	昭和 平成 令和 24 年 5 月 1 日から (期限がある場合)令和 年 月 日まで (期限がある場合 ____ か月毎の更新有)
※内職の場合は記入 委 託 者(発注者)	(会社名・委託者氏名) 電話() -

- ※ 業務上、日中、事業所以外の場所で仕事をされる方は、「事業所所在地」の()内に勤務場所をご記入ください。
- ※ 個人事業届の控え、登記簿謄本、営業許可通知書、★青色申告決算書の控え、税務署が発行する納税証明書(その2所得金額用)、★収支内訳書の控えの写し等(※いずれか1つ)、事業を行っていることまたは事業所得があることが分かる書類の提出が必要です。
- ★の書類について、e-Taxから入手できる控えであれば、収受印のないものも受付可能です。

従事者(保護者、同居する方)※必ずご記入ください。

(自営業・業務委託・請負(農漁業含む)、内職・その他に従事する方は全員記入が必要です。)

従事者氏名 (保護者、同居する方)	児童との 続柄	就 労 時 間	就労しない曜日	就労日数 (月あたり)	就労開始日
福岡 育成	父	9:00 ~ 17:00	土・日・祝 その他 (不定休)	20 日	S ○ H ○ R 24 年 5 月 1 日
福岡 花子	母	9:00 ~ 17:00	○ 土 ○ 日 ○ 祝 ○ その他()	20 日	S ○ H ○ R 24 年 5 月 1 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日
		: ~ :	土・日・祝・その他()	日	S・H・R 年 月 日

(宛先)福岡市長

上記のとおり相違ないことを申告します。

令和 **8** 年 **1** 月 **9** 日

保護者氏名 **福岡 育成**
(申告者)

[福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用]

診断書(放課後児童クラブ提出用)

放課後児童クラブ名: _____ 小放課後児童クラブ

○申込児童名: _____・学年: _____年 ○申込児童名: _____・学年: _____年

医師記入欄

児童からみた続柄()

氏名	
現住所	福岡市 区
病名	
≪随記≫	
家庭内における児童の保護について	
<input type="checkbox"/> 適切な保護ができる	
<input type="checkbox"/> 適切な保護ができない	
【適切な保護ができない理由】	
<div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>	
【適切な保護ができない期間の見込み】	
<input type="checkbox"/> 診断日より6か月以上1年未満	
<input type="checkbox"/> 診断日より1年以上	
<input type="checkbox"/> 診断日～ 月 日まで(6か月未満の場合)	
※適切な保護ができない期間が6か月に満たない場合、放課後児童クラブに入会することはできません。	
上記のとおり診断します。	
令和 年 月 日	
医療機関の住所	
医療機関名	
診断医師氏名 _____	
※確認が必要な場合、問い合わせさせていただくことがあります。	

〔福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用〕 問い合わせ先:092-711-4662

診断書(放課後児童クラブ提出用)

記入例

放課後児童クラブ名: _____ 小放課後児童クラブ

○申込児童名: _____・学年: _____年 ○申込児童名: _____・学年: _____年

医師記入欄

児童からみた続柄(_____)

氏名	〇〇 〇〇
現住所	福岡市 中央 区 天神〇丁目〇番〇号
病名	〇〇〇
<<随記>> 令和〇年〇月より当方に受診。以後、今日まで外来通院治療をおこなっているものである。病状はあまり顕著な改善がみられない。	
家庭内における児童の保護について <input type="checkbox"/> 適切な保護ができる <input checked="" type="checkbox"/> 適切な保護ができない 【適切な保護ができない理由】 〇〇の症状があり、家事、育児に困難を伴うため。	
【適切な保護ができない期間の見込み】 <input checked="" type="checkbox"/> 診断日より6か月以上1年未満 <input type="checkbox"/> 診断日より1年以上 <input type="checkbox"/> 診断日～〇月〇日まで(6か月未満の場合) ※適切な保護ができない期間が6か月に満たない場合、放課後児童クラブに入会することはできません。	
上記のとおり診断します。 令和 8 年 1 月 9 日 医療機関の住所 福岡市中央区天神〇丁目〇番〇号 医療機関名 〇〇クリニック 診断医師氏名 _____ 〇〇 〇〇 ※確認が必要な場合、問い合わせさせていただくことがあります。	

[福岡市教育委員会放課後こども育成課・放課後児童クラブ入会申込用] 問い合わせ先:092-711-4662

令和8年度 放課後児童クラブ入会申込(減免申請)書

学校番号入力欄

申込日 令和 年 月 日

(宛先) 福岡市長

出産

次のとおり、関係書類を添えて放課後児童クラブへの入会を申し込みます。/利用料の減免を申請します。
なお、審査にあたり、私の世帯に係る「住民基本台帳」、「生活保護受給者台帳」、「地方税法等に係る諸帳票」及び「就学援助受給認定台帳」に掲載された情報を閲覧することに同意します。

在籍確認欄
※福岡市使用欄

住所 福岡市 区

フリガナ

保護者氏名

電話番号(自宅) () -

(父の勤務先) () - (携帯) - -

(母の勤務先) () - (携帯) - -

入会を希望する児童

フリガナ
児童氏名
生年月日(年齢)
学校名・学年
利用希望区分
入会希望日
減免の申請

保護者及び同居の方(入会希望児童を除く。)

Table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 年齢, 職業・学年, 児童の入会を必要とする理由

緊急時に放課後児童クラブの利用を要するかの確認

台風や大雨等による公共交通機関の遮断・計画運休等の緊急時は、通常の入会体制を確保できないことがあります。そのような事態の場合、可能な限り家庭での保育にご協力をお願いいたします。公共交通機関が遮断・計画運休等の事態においても出勤等の必要があり、放課後児童クラブの利用を要する場合は、下記のチェック欄に「✓」を入れてください。

公共交通機関が遮断・計画運休等の事態においても、放課後児童クラブの利用を要します。

福岡市記入欄

放課後児童クラブ よくあるご質問

その他のよくあるご質問と回答は
市 HP に掲載しております。



Q ①どこで②いつまでに入会申込みをすればよいですか？

- ① 入会を希望する放課後児童クラブで受け付けます。
- ② 4月1日からの入会希望 ⇒1月末まで
年度の途中からの入会希望 ⇒入会希望日の前の月の 20 日まで

※原則として期限を過ぎての申請は受け付けることはできません。

活動中は受付ができない場合があります。事前に児童クラブへ電話連絡をお願いいたします。

Q 定員はありますか？

定員はありません。入会のための要件を満たした児童は全員入会できています。

Q 何時まで働いていれば、児童クラブに申込みできますか？

仕事を終える時刻ではなく、「自宅に帰り着く時刻」で考えます。

児童が帰宅する時刻と、保護者等が帰宅する時刻を比べて、保護者等が帰宅する時刻の方が遅い日がひと月あたり 15 日以上あることが入会できる条件です。(その状態が6か月以上継続する見込みであることも条件となります。)

なお、時間割は曜日によって変わりますが、「児童が帰宅する時刻」は、1年間の平均の時刻となります。この平均の時刻は学校・学年によって異なりますので、詳しくは各児童クラブにお問い合わせください。

Q 仕事が休みの日も預けることができますか？

入会していても、児童より早く帰宅した場合、仕事が休みになった場合など、家庭での児童の適切な保護ができるときは、放課後児童クラブを利用できませんので、自宅等で児童の保護を行ってください。

日によって家庭の状況がまちまちである場合は、コドモンや電話等で放課後児童クラブの支援員に日毎の予定(利用するかしないかや、利用時間等)を連絡してください。

Q 就労開始前でも就労証明書の提出が必要ですか？

就労先が確定 ⇒必要です。就労予定ということで就労証明書を雇用主に記入してもらってください。就労開始後、改めて提出が必要となります。

求職活動中 ⇒入会の条件(就労)を満たしていませんので入会できません。

Q 福岡市に転居する予定がありますが、申込みに間に合いません。どうすればよいでしょうか？

期限以降にしか入会申込みができないということをあらかじめ放課後児童クラブへ連絡のうえ、区役所で転入手続きが済み次第、速やかに、放課後児童クラブへ入会の申込みを行ってください。

放課後児童クラブ(区別・50音順)の連絡先一覧表

平日:放課後～午後7時 土曜日:午前8時～午後6時 小学校休業日(夏休み等):午前8時～午後7時
 ※利用者がいない時間は閉室することがあるため、上記の時間内であっても電話に出られない場合があります。

小学校名	児童クラブ電話
青葉	691-9771
香椎	671-4965
香椎下原	672-9513
香椎浜	671-9413
香椎東	671-5730
香住丘	682-5233
香陵	682-1785
西戸崎	603-0059
城浜	671-5581
多々良	692-5435
千早	662-4626
千早西	682-4114
照葉	671-8373
照葉北	665-5970
照葉はばたき	710-8251
名島	662-7844
奈多	607-7351
箱崎	409-9115
筥松	611-6386
八田	662-0418
東箱崎	632-3030
馬出	641-7137
舞松原	662-8800
松島	629-6959
三苦	606-2920
美和台	607-3570
若宮	662-7861
和白	608-3701
和白東	607-8582
板付	591-8980
板付北	575-0531
堅粕	473-6734
三筑	585-0111
住吉	431-2777
千代	631-6070
月隈	503-7100
東光	475-3826
那珂	411-8911
那珂南	581-0626
博多	263-3155
春住	474-6917
東住吉	461-2755
東月隈	503-6880
東吉塚	622-6741
席田	612-0324
弥生	473-5815
吉塚	611-4509

小学校名	児童クラブ電話
赤坂	732-3829
小笹	531-6351
草ヶ江	771-8668
警固	715-2076
笹丘	725-6026
高宮	522-2478
当仁	725-7600
春吉	751-6586
平尾	523-8566
福浜	711-1117
舞鶴	732-4266
南当仁	741-8822
大池	553-2363
大楠	524-4004
日佐	574-6579
柏原	565-9572
塩原	512-9660
高木	502-1236
玉川	511-6427
筑紫丘	561-7701
鶴田	565-5595
長丘	512-6668
長住	511-7927
西高宮	526-0955
西長住	562-9256
西花畑	565-6998
野多目	565-4597
花畑	566-9902
東花畑	565-0966
東若久	542-7258
三宅	408-5820
宮竹	582-6945
弥永	585-8505
弥永西	573-7761
横手	502-2096
老司	566-5512
若久	512-0586
片江	862-8839
金山	866-1794
城南	841-1483
田島	841-3029
堤	865-4788
堤丘	801-5865
鳥飼	846-0722
長尾	871-3123
七隈	801-4595
別府	844-3312
南片江	865-8713

小学校名	児童クラブ電話
有住	841-6122
有田	864-7111
飯倉	863-0870
飯倉中央	407-6756
飯原	865-1391
入部	803-0168
内野	804-1469
大原	823-1021
賀茂	871-8181
小田部	852-4405
早良	804-8074
四箇田	811-3834
高取	822-8414
田隈	863-1880
田村	801-9484
西新	821-6570
野芥	864-2684
原	831-4346
原北	822-2434
原西	823-0353
室見	851-6860
百道	845-3401
百道浜	822-9567
脇山	804-7265
愛宕	892-6740
愛宕浜	885-5551
壱岐	891-5986
壱岐東	812-0181
壱岐南	811-0394
石丸	881-4143
今宿	806-7272
今津	806-8520
内浜	882-3381
金武	812-4027
北崎	809-2052
玄洋	806-5919
西都	806-5760
西都北	807-5200
下山門	884-1890
城原	881-6188
周船寺	806-8010
西陵	883-6273
福重	882-5657
姪浜	881-7956
姪北	882-8000
元岡	807-5589

○利用料早見表

利用区分	利用料(月額)	減免適用後の利用料(月額) ※生活保護世帯は全ての区分 で全額免除
1. 平日午後5時まで	3,000 円	0 円
2. 平日午後6時まで	4,000 円	500 円
3. 平日午後7時まで	5,000 円	1,000 円
4. 平日午後5時まで及び土曜日	5,000 円	1,000 円
5. 平日午後6時まで及び土曜日	6,000 円	1,500 円
6. 平日午後7時まで及び土曜日	7,000 円	2,000 円

○会費について

会費 月額:	_____ 円	(土曜日利用の場合 月額: _____ 円)
納付日 毎月 _____ 日		
その他	_____	

※利用料は福岡市、会費は各児童クラブへご納付いただきますようお願いいたします。

○児童クラブ問い合わせ先



入会后、下記に該当することとなった場合には、前月の20日までに(緊急の場合は速やかに)入会している各児童クラブに届出を行ってください。

- ・退会する場合、入会要件に該当しなくなった場合
- ・減免に該当する、または該当しなくなった場合
- ・住所や連絡先、または入会児童、保護者の氏名が変わった場合
- ・勤務先や勤務形態が変わった場合
- ・利用区分を変更する場合

※各種様式のダウンロードや、一部の手続きのオンライン申請は、右の QR コードからアクセス

手続きのご案内と
ダウンロード



- 福岡市教育委員会 総務部 放課後こども育成課
TEL : 092-711-4662
FAX : 092-733-5736
メール : k-ikusei.BES@city.fukuoka.lg.jp